

胡琴教録の基礎的問題

—— 成立時期・編者・編纂態度 ——

森 下 要 治

はじめに

胡琴教録は、琵琶についての教説・故実をまとめた楽書である。本書におさめられた教えの多くは、中原有安の談話を筆録したものと認められる。この有安は鴨長明の琵琶の師であるから、本書は、長明伝の周辺を固める史料として知られている。例えば築瀬一雄氏は、早く「中原有安覚書」¹⁾の中で、本書の記述を利用されている。けれども利用はしながら、本書そのものに対する関心とその追究とが十全であるとは、必ずしも言い難い。

小論は、談話筆録の実態と本書の構成とに着目して胡琴教録の編纂態度を明らかにすることをねらいとする。また、その過程で立ち現れる問題のいくつつかにも私見を示したい。

胡琴教録について現在どれほどのことが知られているか、そのことをはじめに擷んでおく。今、岩波日本古典文学大辞典の、石田百合子氏執筆の解題より、その概略を私に摘記する。

著者未詳、鎌倉初期成立。師匠の説をその弟子が筆録した体裁をとり、時に弟子が、問答または「愚案」のかたちで自説を述べることがある。また、文机談の記述に照らして、その師匠は中原有安である。

凡そ、右のようにならうか。

石田氏は、さらに、本書中その名は見えないけれども存在が強く印象づけられる人物として、いくつつかの論稿のなかで長明を挙げられる。²⁾

そして石田氏のこの考えを受け継ぎ、拡大させたのが、今村み糸

子氏である。今村氏の説にも言及すべきであろう。

今村氏は、鴨長明の作品のうちに、音楽にかかわる述作が未だ認められていないことを指摘して、長明の「書く意欲」に触れられる。そして、更に種々の検討を重ね、胡琴教録を、「書く意欲を十分もった」長明の著述にかかるものと結論づけられた。今村氏の言われる通りなら、長明の作品世界を拡げる、重大な提言ということになる。ただ残念ながら私は、今村説に異論を唱えるところから出発しなければならぬ。

胡琴教録を長明の著作と認めて、今村氏は談話筆録の時期を次のように推定される。

すなわち「胡琴教録」の師説が語られたのは建久五年以降、老いた有安が遠い筑前に赴いた時点（建久六年三月下旬から没年の建久七・八年以前）を下限とするであろう。

以上の考えは、成立し得ないと思う。次のような表現に注意してみたい。

①又云、右大將殿の御師に参て後参入。法性寺殿おほせにいはいはく、大將琵琶ひきになりたれば、かならず可^レ語也。（下十二）

②九条右大臣殿琵琶御さたのころ、わが参入の時、ことさら法性寺殿下おほせられてはいはく、……（上十二）

③当殿下大將御時、参内令^レ彈^レ琵琶^レ給之時、かの御前（稿者注、琵琶の名）を給はらしめ給。（下廿一）

①「右大將殿」、②「九条右大臣殿」、③「当殿下」ともに藤原兼実を指し、三例とも法性寺・藤原忠通生前の、兼実右大將期を、師説の中で回想したものである。回想の起点を示すと思われる兼実の官職がそれぞれ異なることに注目したい。仮に、先の今村氏の如く師説が語られた時期を推すとして、右の三つの表現を説明できようか。兼実の官歴の凡そを記せば、以下のようである。

右大將 應保元（一一六一）——仁安元（一一六六）
右大臣 仁安元（一一六六）——文治二（一一八六）
殿下（即ち、摂政・関白） 文治二（一一八六）——建久七（一一九六）

回想の起点となる官職は、いわばその談話が語られ、もしくは筆録された時期を、ある程度までは示していると考えられよう。つまり①は兼実が右大將であった頃に、②③はそれぞれ彼が右大臣、また摂政・関白であった頃（もしくはそれ以降）に語られ、筆録された談話と考えられまいか。

同様のことが妙音院・藤原師長の呼称についても言える。

④しかるに土左大將御のぼりの時、かの御琵琶きくに、愚案にぞむずるがごとく、これおほきなるふしぎなり、おほやう少輔のくでんにあひかなへり。（上十二）

⑤師説云、土左大臣殿御上洛の時、四ヶ条のふしむを奉^レ問。（上七）

右の④⑤で回想の起点となる「土左大将」「土左大臣殿」ともに師長を指す。保元の乱で父頼長が加担した上皇方の敗北のため、土佐に流されていた師長が、赦されて帰京する際の出来事と考えられる。帰京の四年後、すなわち仁安三年（一一六八）に彼は左大将に任じ、安元元年（一一七五）に内大臣となつて、以後二年程左大将を兼ねたが、翌々治承元年（一一七七）には太政大臣に昇り、大将を辞している。師長が太政大臣の官にあつたことを示す呼称は、「四条大相国」（上十一、下廿四）、「太政入道」（上二、十、十五、下廿四）などであるから、「土左大臣」というのは特に内大臣期を、「土左大将」は大納言兼左大将期を言うのであろう。

かく考えれば、少なくとも兼実・師長の官職呼称より見る限り、談話・筆録は、兼実の右大将任官直後、すなわち応保元年（一一六六）から遅くとも同辞任の仁安元年（一一六六）までを含み、それ以前に開始されていたと見ておくべきであろう。そしてこれ以後、順次、各談話が語られ筆録されていったと考えられる。

なお、長明の生年を久寿二年（一一五五）とすれば、兼実が右大将であった頃、長明は七十一歳であったことになる。⁴⁾

本書の記述を見る限り、今村氏の談話筆録時期の推定は表現の実情にかなわない。また、長明が単独で筆録したとも考えにくいのである。

二

仮に、談話筆録の下限を本書中最新の年紀建久三年（一一九二）にとつた場合、兼実の右大将期（談話筆録開始の下限、一一六一—一一六六）から考えて、少なくとも二十七—三十二年にわたる、長期の談話筆録期間を想定し得る。談話筆録期間をかくも長く想定するととなると、筆録者が果たして特定の一人か、そして筆録者と編者とが同一人物かどうか、疑われよう。こうした疑いの立場は、談話筆録期間の後半で長明が筆録に参加したこと、また、本書の編纂段階で長明が関与したこと、そういった可能性を生む。

しかし、これらの疑い及び可能性に対しても、私は今、否と述べておこう。

既述の如く、本書は中原有安の談話を中心にした書であるのだけれども、稀に有安以外の人物の談話も介入している。そしてその際は、原則的に語り手の名を一々記しとめている。どれが、誰の談話であるかが、常に意識されているのである。また、「師説」と筆録者または編者自身のコメントとも截然と弁別されている。後でも触れる談話であるが、例えば上九、十四などは「愚案」のみで構成される篇である。筆録者なり編者なりは、ここでも談話の冒頭に「愚案」と明示して、「師説」と区別しようとする。いわば、談話の出処の保持に敏感なのである。

下		奏 楽	
一 琵琶弾時古質	奏楽の際の心得	諸の条件に応じた奏楽	合奏法
二 晴所作	晴れの奏楽の心得		
三 楽屋琵琶	舞台裏での演奏の心得	場に應じた奏楽	合奏法
四 閑御簾前弾	「閑御簾前」での心得		
五 相交管	管楽器との合奏法	種々の口伝	合奏法
六 相交箏	箏との合奏法		
七 随時用意	折に合った奏楽の心得	種々の口伝	合奏法
八 随所用意	所に合った奏楽の心得		
九 随調用意	曲調に合った奏楽の心得	種々の口伝	合奏法
十 随琵琶用意	琵琶の質に合った奏楽の心得		
十一 弾玄上時用意	玄上演奏の心得	種々の口伝	合奏法
十二 雑口伝	種々の口伝		
十三 提琵琶	琵琶の提げ方	種々の口伝	合奏法
十四 置琵琶	琵琶の置き方		
十五 治琵琶	琵琶の納め方	種々の口伝	合奏法
十六 懸緒	絃の張り方		
十七 付柱	柱の付け方	種々の口伝	合奏法
十八 押撥面等	撥面のほり方		
十九 直悪音	悪音の調整法	種々の口伝	合奏法

修理の方法	琵琶の取り扱い	種々の口伝	諸の条件に応じた奏楽	合奏法	場に應じた奏楽	奏 楽
修理	取り扱い		奏 楽 の 実 際			

二	知善悪	音により琵琶の良し悪しを知ること	琵琶の悪し
三	琵琶宝物	琵琶の名器	琵琶の良し
四	琵琶名所	琵琶各部の名称	各部の名称
五	縫袋	(本文 欠)	
六	懸緒	(裏書・追注のみ)	

表は本書各篇の標題を一覧し、各篇の内容を私にまとめたもの。総じて似通う内容をまとめて配列する意識が看取される。例えば上巻第七〜九篇には、音調やリズム、下巻第十三〜十五篇には、琵琶を持ち、置き、収めるといった取り扱い方が話題にのぼっている。また、概ね上巻には奏楽の基本、下巻には奏楽の実際↓琵琶の取り扱い↓修理の方法、と、上下巻を通じた話題の流れが感じられる。編纂にあたっての編者の体系化の配慮が、結果として表れたものであろう。

この配慮は、何も本書の構成や各篇の排列に限って見られるものではない。より個別の表現のレヴェルにも散見するのである。

⑥師説云、がくやにして琵琶をひく時、よくくよういすべし。数管音勢はなはだしきあいだ、絃のたぐいは物をするともおぼへず。よてあながちにひきふかくをさる、也。是手本にてはよくきこゆと思へど、さしのきてきくには、くわなくてけすし。

返々よういすべし。愚案、かくやにして琵琶を引には、調子舞ごとにかはるあいだ、しらべをあらたむるにこじつあり。委見⁽⁵⁾調琵琶之篇。

(下三)

傍線部を、やや注意深く見てみよう。舞楽の時、楽人どもは当然のことながら、楽屋すなわち舞台裏で演奏する。舞ごとに楽の調子は変わるので、調べを改めねばならぬ。それには故実がある、というのである。しかし愚案を記した編者は、ここではその故実の味に触れない。ただ二重傍線部「見調琵琶之篇」と述べるのみである。

⑦愚案、かく屋にして琵琶をひく時、てうしまひごとにかはる。

よてしらべをかふるあひだ、事わづらひなきにあらず。よくよくこじつをもちゆべし。さうなく本のしらべをみだすべからず(以下略)。(上三)

上巻「調琵琶第三」よりの引用。以下、故実の詳細が続く。⑥「委見調琵琶之篇」とは、一書のうちに話題の重複が生ずることを避ける文言と言える。かかる措置の裏にある編者の意図は、やはり、一書のまとまりを重んずる体系化の配慮であろう。

四

次に、視点を「愚案」に移し、その在りように着目してみよう。

石田氏は、先の古典文学大辞典の解題の中で、「稀に愚案とし、ま

たは問答の形で自説を述べる」とされているが、この自説の内実にもう少し眼を凝らす必要があると思うのである。

⑧愚案、此等説、行路之儀敷。晴の座にして、所作人のために持^マ琵琶^マ出^マ于座席^マには別儀也。⁽⁶⁾

(下十三)

下巻「提琵琶第十三」の中の愚案。琵琶の持ち運び方について、師は二様の説を述べる。例文中「此等説」とはその二説を指すが、編者は、それは飽くまで単に移動する際の持ち方であり、所作人として出座の時には別の作法がある、としている。その「別儀」には触れられないが、例⑧の主眼は、師説の適用範囲を制限する、注記的役割であろう。その注記によって、恐らく、師説が実際の場に適用しうるものとなるのであろう。

本書中に、編者の言を示す「愚案」「今案」が二十七例見える。その多くが、このように師説で語り尽されていない点を、より具体的かつ現実的に補完する場として働いている。一例とりたてる。

⑨又云、袖をまくりてひくやうあり。又琵琶を袖の内に入れてひくやうあり。よく可^二斟酌^一也。(上二)

琵琶の構え方について。右の二説を、「うしろのかたよりこれをみるにすがたわろく候」という理由により、袖をまくる構え方を斥けることで、師説は一旦決着させる。ところが、恐らくは別の機会に語られたと思しい、右の談話に続く問答においては、「まくりてひくべきなり」という、逆の結論を師は下している。

この全く逆の、二つの結論を承けて、編者は次のように記す。

⑩両度談不_レ同。今案、随_レ装束_一依_レ其所_一天可_レ相計_一敷。

(上二)

編者は両者を背反するものと受けとめるのではなく、その場その場の条件で判断すべき、と、いわば合理的・妥協的に結論の齟齬を解釈している。決して師説を否定するのではなく、二つの説が相並ぶ道を読者に与えてくれるのである。

次の例はどうであろうか。

撥のつかい方について。師は一方で「あらく」弾け、と述べながら、他方で「あらくひきあらくをすは、はなはだつたなき事也」と別の結論を口にする。これを承けての「愚案」である。

⑪愚案、両度説已以相違。能々可_レ案之。

(上六)

編者はここでは、先のように自ら判断を下すことはせず、「能々可_レ案之」として、決着を読者にゆだねている。

「愚案」の働きが、およそ輪郭を見せてきたように思う。編者による「愚案」は、師の談話の不足を補い、またそれに解説を加えたりする注記的役割を果たしている。楽屋における調べのあらため方を言った前項⑥⑦の例にしても、師の説に関連して重要な問題と判断されたからこそ、「愚案」で補われているのである。このことから、編者の「愚案」は、基本的に、「師説」の枠を逸脱し、また「師説」と対峙して記される、といった性質のものでないと考えられる。「愚

案」で「自説を述べる」とは言っても、その「自説」は、独自な立場からの批判や主体的な自己主張とは考えにくい。

ただ一体に、談話を集成する作品において、編者がその談話内容にコメントするのは、心ずしも一般的なあり方ではないようだ。聞き手が積極的な態度をとる江談抄を別にすれば、中外抄や富家語を見て、談話内容にコメントを与えるのは稀である。「愚案」という表現も、中外抄巻下・久安四年七月一日条に一例、しかも問答中に引用された第三者の言の内に見られるのみである。こうしたことから、「愚案」の存在とその在りようを、本書の特色の一つと見て誤らないと思う。

五

以上触れた体系化の志向と「愚案」による師説補完の姿勢とは、本書の編纂作業にあたって編者自らがねらった本書の「あるべき姿」と、ほとんどそのまま置き換えることのできるものであると思う。今、編者がねらった「あるべき姿」を仮に編纂意図と呼べば、しかし、この編纂意図のみでは割り切れない談話も少なからず存在している。

上巻「調琵琶第三」には、十一ほどの談話が収められている。このうち八話に「べし」を多用した教えやきとしが盛り込まれる。その口調の一端は、先に別件で掲げた例⑦にもうかがうことができる。

また、他の談話においても、「べし」は用いずともやはり、琵琶調律の故実や用意を述べる形で、談話が進められる。すなわち、「調琵琶」という標題があたかも小主題のように働いているのである。

但し、次の例には注意したい。

⑫師説云、故二条院御宇、予初參、めしによりて、はしかくしのまへまいる。(中略)又仰云、袖をばしまくりてひくべきか、又琵琶をいれてひくべきか。申云、孝博はまくりてひき候けり。そのゆへは、いれてひくは、かりぎぬのく、りにばちのしりかりて、中間に失錯いできたる也。信綱は、をしまくりてひくは、うしろより見るにすがたわろしとて、いれてひき候也。二のせつともそのいはれなきにあらず。たゞしせんずる所、かりぎぬはけ(褻)の事に候。はれの所作にはかならず束帯もしはこはき衣冠をきる時、をしまくりて候はん。マさだめてすがたもことやうに、又ひきにく、も候敷。又おほせにいはく、主人の御前にて琵琶を玉はりてひく時は、いかやうにむかふべきぞや。申云、ばちめんを主人にむけてひくといへり。この時申むねども頗御感気ありと云々。(上三)

引用が長くなったが、この程度引かねば本話の実態は判らないだろう。始めの中略部分には、本編の標題に沿って、琵琶調律の方法が二条院との問答で明かされている。ところが、続く傍線部の院の問いかけから、談話の流れは「袖をまくって弾くか、琵琶を袖の内

に入れて弾くか」の問題へと移る。これは例⑨⑩に示したように、直前の上巻第二篇で一応の決着をみたばかりの問題であった。そして次の院の問いかけ(破線部)で話題は更に移り、「頗御感気あり」と院の反応を語って、結局一話は師の自讃に収斂している。結果、本話は、「調琵琶」という標題から逸脱することとなっている。

談話を書き留めていた編者には、上巻第三篇のまとまりと本書全体の体系とを慮り、傍線部「又仰云」以下を削除することもできた筈である。それがなされなかったため、本話の師の自讃は、「調琵琶」という標題の下に師説を集成する本篇の趣意とはずれを生ずることとなった。また、直前の上巻第二篇でとり立てられた話題が重複して記しとめられることにもなっている。

これを解く鍵は、師・有安の二条院に対する特別の思いにある、と私は思量する。

総じて、二条院にまつわる回想は、本書各篇の標題から逸脱することがまます(上十二、十三、下十二等)。一例を示す。

次の例は、上巻「手第十三」の中の一話。人物関係がやや複雑だが、二条院と有安の師匠とのやりとりを、有安自身が回想したものと考えられる。例文中「孝博」は、藤原孝博。「琵琶の藤三」とも呼ばれた名手で、この「孝博」から見て有安は孫弟子にあたる。

⑬又仰云、掻合しづかにして孝博ににず。これまた如何。申云、有安が掻合をひくてい也。仰云、有安はなんぢがでし也。師な

んぞでしのひきやうをならふべきや。申云、有安当世のもの、

中原有安¹¹⁰

上手也。よてやうぞ候覧と思給候也。そのときしきりにわらは

まちいでいかにうれしと思ふらんはつかあまりの山のはの月¹¹⁰

せましくて、不_レ足_レ言事也。

(上十三)

(二〇六一)

引用最後の「不_レ足_レ言事也」とは、二条院の反応に対する、ややはにかんだ有安の感想であろう。はにかみながらも、しかし、師匠にまで「当世のもの、上手」と言わせた、有安の面目躍如の一話である。本話も飽くまで、二条院の反応を借りた有安の自讃であり、楽曲の故実を伝えるという標題の本意に直結しない。さらに言えば、ここで話題に上る挿合については、これも直前の上巻第十二篇に、わざわざ一篇が立てられている。

二条院の崩御後、治部卿なる人物の勧めに応じて写した一品経に添えられた和歌。いかに歌林苑会衆との交流が知られるとは言つても、一介の楽人がこうした詠を残すこと自体、二条院との親しい交わりを抜きにしては考えにくい。

二条院の並々なぬ恩寵には、有安も相応の誠意をもって応えた筈である。

本書に見える二条院に関する回想は、有安の院に対する特別の思い、いわば実情実感を通して語られたものと言うことができる。

文机談は、次のように伝える。

(二条院は) いみじく諸道にすかせをはします御ころ也けり。この君、後白川法皇第一の御子にてわたらせ給。なに事もあしからぬ君にてをはしましけり。この道をもふかく御さたありけり。楽所預有安もつねに候き。陪徒催盛などもつねに候けり。⁹¹

二条院が有安を親しく近づけていたことが知られる記事である。

また月詣和歌集には次のような歌が収められている。

二条院のみかどかくれさせおはしまして後、その御れうに

治部卿人をすすめて一品経しやし侍りけるに、勸発品満三

七日のころをよめる

ぎの日にをはりぬ。

(上十二)

催馬楽の教えを類聚した篇の中に収められる談話。師長に対する、有安の冷たい見方がよく伝わる一話と言えよう。自讃の談話にはの

見える、有安の名手としての矜持が、この道の大家師長への対抗意識となつて、かく現れたのか。或いは、経信流（後の桂流）と院禪流（後の西流）との対立意識がそうさせたのか。真相は定かでないけれども、何れにしろ、総じて本書は師長に批判的である。

師長へのこの皮肉な視線は、先の二条院の場合とはまた別の意味で、有安の実感が露呈したものではないか。

六

有安の教えを体系的に、しかも、初学の基本から奏楽の実際へという本書の流れに沿つて享受する必要のあつた読者。それは恐らく、有安一派の弟子どもであらう。

以「左近大夫將監中原光氏之秘本」令「書」写之。秘書之間、荒涼之人有「其憚」。仍以「女性」令「書」之間、僻字等多。得「其意」追可「書」改之。¹¹

左近少將（判）

胡琴教録の写本の多くが、下巻末に右の跋文を記し残している由である。山田孝雄氏は右跋文中の「中原光氏」について、以下のよう
に推定されている。

この中原光氏といふ人は、文永年中に隆圓が書ける文机談に、中志（中原氏の衛門志の意）景安といふ樂人の事を叙して、いま光氏とて侍なる父とそ申されし。

とある、その光氏なるべければ、文永の頃の人なりと知られたり。¹²
文机談はまた、「中志景安」を有安の養子と伝えているから、有安の談話がその養子へ、またその子へと伝えられたことを、山田氏の推定は示唆していよう。確言するための資料を欠くが、山田氏のお考えは、本書の享受者を有安一派の弟子共と把えることを妨げないと思う。

琵琶を初歩から学ぼうとする読者のために、談話が体系的に排列された本書は大いに役立つたであらう。反面、この体系の枠に収まる談話から、有安の情感は伝わりにくい。彼は建久七・八年には恐らく没した。¹³二条院や師長について語る有安の言葉は、それを通して彼の人となりを後人に伝える、重要な談話だったのであるまいか。だからこそ体系の枠を逸脱させてでも、編者はこうした談話を本書に記し留めたのだと考える。

七

談話を筆録し集成するという胡琴教録の体裁は、院政期に著された教命録を思わせる。この教命録（特に江談抄・中抄等）の言談筆録を、森正人氏は次のように評される。¹⁴

江談抄の古本系諸本は、匡房の言談の一部をしか残さないけれども、条条に語り手、聞き手の存在を示す「被」命云「問云」「答云」などの句を有し、談話の様子をよく伝えている。中外

抄も、談話の行われた日、処、その機会、筆録者のほかに同座していた聞き手の存在を示し、語り手、聞き手の問答の語を写すことが多い。つまり、教命録は語られたことがらばかりでなく、しばしば物語の場をも本文化している。

また、胡琴教録の体系化についても、類聚本江談抄が思いあわせられる。江談抄の類聚化についても、森氏の文章の中から次に引いておこう。

教命録は、右のようにその一部が抄出されて別の書物に編入されるばかりでなく、それ自体に部類がほどこされることもある。類聚本江談抄は、匡房の談話の筆録が後人によって「公事」「撰関家事」「仏神事」「雑事」「詩事」「長句事」という綱目のもとに再編成されたものである。再編は、江談を整理し体系化を図り、あわせて檢索利用に便ならしめるためのものである。この場合も、類聚本が依拠したであろう古本系諸本に特徴的な、物語の場を示す字句は消失する。

有安の言談も、実際には様々な流れをもって、ある程度連続し、その場その場の雰囲気にあわせて語られた筈である。談話の場も日時も記さず、体系化により談話の流れを寸断する胡琴教録の編纂のあり方は、森氏の言葉を借りれば、談話を「物語の場」から切り離す行為であったと言える。ただ、胡琴教録の場合、琵琶に関する教説という、目的意識の比較的明瞭な談話が主であった。ために有安

の談話は、編纂を経ても、多くは各話の趣意が損なわれにくかったのである。

しかし、ここで想い起こさねばならない問題がある。小論第三項の冒頭に触れた「師説云」という、本書の談話の定型的な書き出しである。

「物語の場」から談話を切り離しながら、それが師匠の言葉であることに一々こだわり続けるのは、例えば江談抄の類聚化とは別の意識と見て誤らないであろう。談話を個別的な場から切り離し、普遍化するのが江談抄の類聚化のようであるが、本書の談話は飽くまで「師↓弟子」という枠から離れることがない。

編者が本書で伝えようとしたもの、それはまず、有安の教えであり、併せて、談話のはしばしに知られる有安その人だったのでないか。こうした意識を二つながら実現しようとする編纂のあり方と、その結果、体系を挿るがす談話をも内包してしまったこと。ここに、胡琴教録の編纂態度の実態と、その編纂態度自体が孕む矛盾が露呈している。

おわりに

編纂態度の実態を、できる限り編者の意識に沿いつつ、以上のように扱えた。

小論の前半で触れた編者の問題も、こうした編纂を行い得た人物

ということになってくるだろう。

今後、継続して検討してゆきたい。

※胡琴教録の引用は完成会本群書類従所収本文による。表記は私に改めた箇所がある。但し下巻の引用に際しては、猪熊本胡琴教録下（古典保存会複製）を参看し、本文に誤りがあると考えられる場合は注にその旨を記し、併せて猪熊本本文を掲げた。

〔注〕

(1)「俊恵及び長明の研究」第二冊（昭和三十八年五月）

(2)例えば、「さしのきて聞くには花なくて下賤し——胡琴教録の師説——」（『上智大学国文科紀要』1、昭和五十九年二月）。これを承

けて「仮令村濃の匂ひの如し——胡琴教録の語彙と表現——」（同前3、昭和六十一年一月）において、石田氏は、比較検討の材料として、全面的に長明の無名抄をとりあげておられる。

(3)「長明と琵琶——『胡琴教録』と『手習』と——」（『国語と国文学』平成四年三月）。以下、今村氏の御説はすべてこれによる。

(4)他にも長明の生年を仁平三年（一一五三）、久寿元年（一一五四）とする説があるが、小稿ではほぼ通説に従い、久寿二年（一一五五）とした。

(5)猪熊本、少異あり。

師説云於楽屋彈比巴之時能、可用意数管音勢甚之間絃類波物乎

仕留止毛不覚仍強引深久被押也是手本^波能ク仕止思倍止差乃
幾^波聞^波無花^波下賤志返、可用意愚案於楽屋彈比巴^波調子每舞
替之間改調^波有古質委見調比巴之篇

(6)類従本本文、真名文を訓み下す際に誤ったか。猪熊本

愚案此等説行路之儀歟於暗座為而所作人持比巴出于座席^波波別
儀也

(7)小峯和明氏「江談抄の語り——言談の文芸——」（『伝承文学研究』27、昭和五十七年七月）に詳しい。

(8)この物言いは、やや不審。「候はば」とあるべきか。

(9)文机談巻第三（第三冊）。岩佐美代子氏「校注文机談」による。

(10)『新編国歌大観』第二巻による。

(11)この「治部卿」について、築瀬一雄氏は藤原家隆の父・光隆とされ（注(1)論文）、以後踏襲されている。これには問題があると思う。二条院崩は永万元年（一一六五）七月二十八日。この時光隆は確かに治部卿であった。しかし、安元二年（一一七六）には源顯信がこれに替わり、月詣集の最終的成立と言われる寿永二年（一一八三）以後も治部卿であったことが知られる。従って治部卿なる表現だけで光隆を言うには無理がある。かと言って、治部卿を顯信に比定してみても、二条院との接点を見出すことができないのである。

ここの「治部卿」は胡琴教録にも登場する桂少輔信綱息女、「治

部卿」と呼ばれた従三位源盛子を指すのではないか。

光隆は、政治的に二条院と対立した後白河院の別当であり、彼が二条院のために一品経を人々に勧めたとは考えにくい。しかし、盛子ならば、胡琴教録に、二条院との直接の交渉が知られるし、有安との繋がりもある。また彼女は、兼実の姉皇嘉門院にも仕え、「皇嘉門院治部卿」なる名で詞花集にも入集する歌人であつた（「勅撰作者部類」「尊卑分脉」宇多源氏など）。加えて、彼女は平清盛の娘の琵琶の師として、啄木まで伝えたとする（「源平盛衰記」巻二「清盛息女の事」。清盛と言えば、後白河院の別当でありながら、一方では二条院にも近づいていたことが思いあわせられる。

女性が一品経供養の発願を行うことがあるのか疑問が残るが、「治部卿」を源盛子と考えることで、様々な分野の視界がひらけると、また、そうした可能性を胡琴教録が秘めていることを申し添えたい。

(12) 古典保存会複製書第八期「胡琴教録 下」(猪熊本)の「解説」。

(13) 前掲注(3)に同じ。

(14) 「説話集の編纂」(「解釈と鑑賞」一九八八年三月、特集「院政期文学史の構想」)。

(15) 前掲注(7)小峯氏論文には、次のように指摘されている。

：類聚本系は問答形式を削除ないし裁断する傾向が強く、ため

に文意不通をきたす箇所もままみられる。

(付記)

小論は、平成四年度広島大学国語国文学会秋季研究集会における口頭発表をもとに、若干の補訂を加えて成稿したものである。席上御指導を賜わった稲賀敬二先生・位藤邦生先生・竹村信治先生にお礼を申し上げる。また、注に掲げた以外にも、石田百合子氏の御論より多大の御学恩を賜わったことを併せ記し、お礼申し上げます。

——本学大学院博士課程後期在学中——